

宇治市小中一貫教育推進協議会設置要項

(目的及び設置)

第1条 「NEXUSプラン」に示された小中一貫教育を総合的に推進するため、小中一貫教育推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(担任事項)

第2条 協議会は、次の各号に規定する事項について、意見の交換及び調整を行う。

- (1) 小中一貫教育の学校運営に関すること。
- (2) 小中一貫教育の教育課程や指導体制に関すること。
- (3) 小中一貫教育に係る施設・環境整備に関すること。
- (4) 小中一貫教育の研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、小中一貫教育に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に規定する者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 宇治市立小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者
- (3) 地域関係諸団体代表者
- (4) 宇治市立小学校及び中学校関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

(専門部会)

第 7 条 協議会は、必要に応じて専門部会を設置し、必要とする事項について調査、研究等を行わせることができる。

- 2 専門部会に部会長を置く。部会長は、会長が指名する。
- 3 専門部会の構成員は、部会長の推薦により、会長が指名する。

(意見の聴取等)

第 8 条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、教育部教育改革推進室小中一貫教育課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要項は、平成 20 年 4 月 4 日から施行する。
- 2 この要項の施行後最初の協議会の会議の招集は、第 6 条の規定にかかわらず、教育長が行う。
- 3 平成 23 年度における最初の協議会の会議の招集は、第 6 条の規定にかかわらず、教育長が行う。
- 4 委嘱後最初の協議会の会議の招集は、第 6 条の規定にかかわらず、教育長が行う。

附 則

この要項は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。